

1 いじめ防止のための取組

○校内いじめ防止対策推進委員会の設置

構成メンバー＝校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・学級担任

○子どもにとって安心して安全な学校や学級づくり

○授業改善（自主的校内授業研究実施）

＝全てのいじめを許さない、支持的風土の醸成、生徒が参加・活躍できる授業の工夫

○環境を整える＝教職員は強い影響力のある最大の環境

＝日々の生活・授業に居場所があるか、学びが成立しているか

＝相談窓口の生徒への周知&外部相談電話の周知

○いじめか否かに関わらず、暴力的な行為はすぐに止め状況を把握し、対処する

○生徒同士のトラブルであっても、よりよい関係づくりのため適切に介入し、改善を図る

○生徒理解「生活ノート」の記入確認と寄り添うコメントの記入（毎日）

○教育相談の実施（アンケートQU調査後、適宜）

○いじめアンケートの実施（月に1回）

○生徒会を活用した自治的な取組を図る

○道徳教育や人権・同和教育、読書教育の充実

○体験活動の実施：1年ふるさと学習（9月・10月）2年修学旅行（10月）

3年職場体験（10月）等

○交流活動の実施：異学年交流（交流給食、各行事） 小中交流等

○ふるさと教育の実施：全学年スケッチ会（5月）、1年ふるさと再発見ツアー（未定）

○情報モラル教育の推進

○保護者への学校の取り組み周知や情報の提供と発信を図る

○保護者へ「相談はいつでも受け付けます。相談しやすい職員へ、些細なことから」と発信する

2 早期発見・早期対応のあり方

〔早期発見〕

○全教職員による情報収集、情報共有：教科担当者/担任/部活動担当者等間の連絡を密にする
～「ヒヤリ・ハット」の法則

○毎月生徒指導職員会を実施、校内いじめ問題対策委員会の開催

⇒定期的に生徒指導部会、特別支援教育部会を実施（週に1回）

○日々の声かけ、観察を通じた生徒の状況把握

○ノートや「生活ノート」からの気づきの共有

○学校生活アンケート（適宜）、アンケートQU（6月・11月）の実施

○教育相談（アンケートQU調査後、適宜）

○いじめアンケートの実施（月に1回）

○保護者・地域との連携 学年懇談（4月）、学校評議員会（6、2月）、期末懇談（7、12月）

民生委員との協議、あさひ子ども健全育成協議会との連携等

○あさひ子ども健全育成協議会（7月、3月）

〔いじめの対応〕

○いじめ情報＝管理職に一報相談＝直ちに「校内いじめ問題対策委員会」設置：いじめの判断

○正確な事実確認（その日のうちに）→ 校内いじめ問題対策委員会への報告・連絡・相談

→ 必要に応じた組織対応

→ 一報を入れ、市教委との連携

○いじめ問題対策委員会の設置

構成メンバー：校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・学級担任・SC、SSW、
（重大事案） 学校評議員、民生児童委員、学校医、PTA会長

重大事案以外：校長・教頭・生徒指導主事・関係教員

○必要に応じた警察・児相等との連携

○生徒への指導

・いじめられた生徒を守る

・いじめた生徒への指導＝いじめた生徒を守る

・傍観者への指導＝心を痛める、無関心、はやし立てる、心の内で溜飲を下げる等への対応

・関係者の保護者への連絡

○保護者説明会の開催

○報道機関への対応：窓口の一本化、市教委との連携

○重大事態への対応（*参照）

○危機管理の「さしすせそ」

さ：最悪を想定して

し：慎重に

す：すばやく

せ：誠意を持って

そ：組織で対応

○専門家の招聘

○ネット上のいじめへの対応

重大事態への対応（*）

① 重大事態とは

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・生徒の身体に重大な傷害があった場合
- ・生徒が金品等を奪い取られた場合
- ・生徒に精神性の疾患が発生した場合、発見が予見される場合 など

イ いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当な期間」は年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には目安に関わらず適切に指導する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて前述のア、イに規定されているいずれかの重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、すみやかに重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たるものとする。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、市教委に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査（市教委との連携を図り、支援を受ける）

ア 校内いじめ問題対策委員会が中心となり必要に応じて、専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、推進委員会に速やかに提出する。その際、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめられた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

エ 情報提供の窓口の一本化を図り、誠実な対応に努める。

3 教育相談体制・生徒指導体制の確立

〔教育相談体制〕

○日々の面談、観察、ふれあい

○教育相談週間、アンケートQUを受けての相談、質問紙等の客観テスト⇒教育相談アンケート

○SCの活用

〔生徒指導体制〕

○組織的な生徒指導の推進

○情報の共有、共通認識、役割分担・・・相談・連絡・報告・記録

○日頃からの保護者・地域・関係機関との連携を図る

4 教員の資質向上に資する校内研修の充実

○「いじめ問題」についての研修

○授業力向上のための研修

○アンケートQUを活用した事例研究

○教職員の人権意識を高め、人権感覚を磨く研修

○SCを交えた教育相談研修

5 学校いじめ防止基本方針の評価

○校内いじめ防止対策推進委員会の開催

○学校評議員会での報告